

証券コード 8369
2020年6月1日

株主のみなさまへ

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

 株式会社 **京都銀行**
取締役頭取 土井伸宏

第117期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第117期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主のみなさまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、**株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。2020年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|-------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
当行本店7階ホール |

本年は、感染拡大防止のため、会場内の座席の間隔を拡げることから、例年より大幅に座席数が減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。
また、お土産の配付は取りやめさせていただきますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第117期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告の内容、計算書類の内容報告の件
2. 第117期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役9名選任の件

[書面による議決権行使]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使]

別紙の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

[重複行使の取り扱い]

議決権行使書用紙とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

また、インターネットで議決権を重複して行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。

以上

- ~~~~~
- 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づきインターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人および監査役が監査をした対象書類の一部であります。
 - ①事業報告の「当行の現況に関する事項」のうち「営業所等の状況」、「その他銀行の現況に関する重要な事項」ならびに「当行の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」および「会計参与に関する事項」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - 株主総会参考書類第2号議案の取締役候補者9名の詳細（略歴、顔写真等）については、当行ウェブサイトにも掲載しておりますのでご参照ください。
 - 当行ウェブサイトのアドレスは次のとおりです。
<https://www.kyotobank.co.jp/investor/index.html>

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主のみなさまへの安定的な配当を継続して行うことならびに内部留保の充実による経営体質の強化を図ることを基本としており、以下のとおり期末配当および剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、当期の業績や今後の経営環境を総合的に勘案するとともに、株主のみなさまへの利益還元を図るため、1株につき30円とさせていただきたいと存じます。なお、昨年12月に中間配当金として1株につき30円をお支払いいたしておりますので、当年度の配当金は1株につき60円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき	金 30円
総 額	2,266,700,970円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	15,000,000,000円
-------	-----------------

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	15,000,000,000円
---------	-----------------

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスの一層の強化のため社外取締役を1名増員し、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	再任 土井のぶひろ どい のぶ ひろ	男性 取締役頭取
2	再任 人見ひろし ひと み ひろ し	男性 専務取締役
3	再任 阿南まさや あ なみ まさ や	男性 専務取締役
4	再任 岩橋としろう いわ はし とし ろう	男性 常務取締役
5	再任 安井みぎや やす い みぎ や	男性 常務取締役
6	再任 幡宏ゆき はた ひろ ゆき	男性 常務取締役
7	再任 小石原のりかず こいしはら のり かず	社外 独立 男性 取締役
8	再任 小田切純子 おたぎり じゅん こ	社外 独立 女性 取締役
9	新任 大藪ち穂 おお やぶ ち ほ	社外 独立 女性 取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
1	どい のぶ ひろ 土井 伸 宏 (1956年4月25日生)	1980年4月 当行入行	6,900株
		2007年6月 同 取締役人事部長	
2008年6月 同 常務取締役			
2010年6月 同 常務取締役本店営業部長			
2012年6月 同 常務取締役			
2015年6月 同 取締役頭取 (現職)			
【取締役候補者とした理由】 経営管理部門、リスク管理部門、人事部門等の担当役員を歴任し、2015年6月から取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。			
2	ひと み ひろ し 人見 浩 司 (1960年11月27日生)	1985年4月 当行入行	4,300株
		2012年6月 同 取締役総合企画部長	
2014年6月 同 取締役本店営業部長			
2015年6月 同 常務取締役本店営業部長			
2016年6月 同 常務取締役			
2017年6月 同 専務取締役 (現職) リスク統轄部、公務・地域連携部、国際営業部、海外駐在員事務所、監査部担当			
【取締役候補者とした理由】 経営管理部門、営業部門の部店長を務めた後、経営管理部門、リスク管理部門、事務・システム部門等の担当役員を歴任し、2017年6月から専務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。			
3	あ なみ まさ や 阿南 雅 哉 (1962年3月27日生)	1985年4月 当行入行	4,300株
		2012年6月 同 取締役法人部長	
2013年4月 同 取締役営業支援部長			
2015年6月 同 常務取締役			
2017年6月 同 専務取締役営業本部長 (現職)			
【取締役候補者とした理由】 営業部門の部店長を務めた後、営業部門の担当役員を歴任し、2017年6月から専務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
4	いわはしとしろう 岩橋俊郎 (1961年12月12日生)	1986年 4月 当行入行 2014年 6月 同 取締役三条支店長 2015年 6月 同 取締役融資審査部長 2016年 6月 同 常務取締役本店営業部長 2018年 6月 同 常務取締役(現職) 市場金融部、秘書室、人事総務部、金融 大学校担当	4,000株
		【取締役候補者とした理由】 経営管理部門、営業部門、融資審査部門の部店長を歴任し、2016年6月から常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。	
5	やすいみきや 安井幹也 (1965年2月8日生)	1987年 4月 当行入行 2015年 6月 同 執行役員(人事部長委嘱) 2017年 6月 同 取締役 2018年 6月 同 常務取締役本店営業部長(現職)	3,260株
		【取締役候補者とした理由】 経営管理部門、営業部門、人事部門の部店長を歴任し、2018年6月から常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。	
6	はたひろゆき 幡宏幸 (1963年4月16日生)	1987年 4月 当行入行 2015年 6月 同 執行役員(コンプライアンス統轄部長兼 コンプライアンス統轄部お客様サービス 室長委嘱) 2016年 6月 同 執行役員(リスク統轄部長委嘱) 2017年 2月 同 執行役員(生産性革新本部事務局長委嘱) 2018年 6月 同 取締役生産性革新本部事務局長 2019年 6月 同 常務取締役(現職) イノベーション・デジタル戦略部、事務 統轄部、業務サポート部、システム部担当	4,640株
		【取締役候補者とした理由】 人事部門、営業部門、リスク管理部門、経営管理部門の部店長を歴任し、2019年6月から常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行 の 株 式 数
7	こいしはら のり かず 小石原 範 和 (1945年6月11日生)	1964年 5月 京都府教育委員会 1988年 4月 京都府土木建築部用地課長 1998年 6月 同 園部地方振興局長 2002年 6月 同 出納管理局长 2004年 5月 同 企画理事兼危機管理監 2006年 5月 同 副知事 2010年 7月 京都府住宅供給公社 理事長 (現職) 2015年 6月 当行取締役 (現職)	1,800株
【社外取締役候補者とした理由】 2015年6月から社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。長年にわたる行政の責任者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、その経験や知見を社外取締役としての独立した立場から、引き続き当行の経営に活かすため取締役候補者として選任しております。なお、同氏は、過去において会社経営に関与した経験はありませんが、当行の取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいております。			
8	おたぎり じゅん こ 小田切 純 子 (1952年6月24日生)	1987年 4月 滋賀大学 経済短期大学部助教授 1993年 4月 同 経済学部助教授 1998年 4月 同 経済学部教授 2017年 6月 当行取締役 (現職) 2018年 4月 滋賀大学 名誉教授 (現職)	1,000株
【社外取締役候補者とした理由】 2017年6月から社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。原価計算 管理会計を主な研究分野とする大学教授として、同分野を中心に専門的かつ幅広い知見を有しており、その知見を社外取締役としての独立した立場から、引き続き当行の経営に活かすため取締役候補者として選任しております。なお、同氏は、過去において会社経営に関与した経験はありませんが、当行の取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行 の株式数
※ 9	おお やぶ ち ほ 大 藪 千 穂 (1962年3月15日生)	1994年 4 月 岐阜大学 教育学部助教授 2010年 4 月 同 教育学部教授 (現職) 2019年 4 月 兵庫教育大学 大学院教授 (現職)	0株
	【社外取締役候補者とした理由】家計、金融教育、消費者問題を主な研究分野とする大学教授として、同分野を中心に専門的かつ幅広い知見を有しており、その知見を社外取締役としての独立した立場から、当行の経営に活かすため取締役候補者として選任しております。なお、同氏は、過去において会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
3. 小石原範和、小田切純子、大藪千穂の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。各氏の当行社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、小石原範和氏は5年、小田切純子氏は3年となります。なお、小田切純子氏につきましては、職業上使用している氏名であることから上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は林純子氏であります。
4. 責任限定契約の締結
当行は、小石原範和、小田切純子の両氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する額といたしております。本総会において両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、大藪千穂氏の選任が承認された場合、当行は同氏との間で同様の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 独立役員の届出
小石原範和、小田切純子の両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、大藪千穂氏の選任が承認された場合、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
6. 取締役候補者9名の詳細（略歴・顔写真等）については、当行ウェブサイトにも掲載しておりますのでご参照ください。

以 上

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

銀行の主要な事業内容

当行の本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務などを行い、地域に密着した事業活動を推進いたしております。

金融経済環境

当期のわが国経済は、海外経済の減速とともに企業の輸出・生産活動で弱めの動きが続いたほか、消費税増税の反動などにより個人消費も力強さを欠くなど、減速感の目立つ展開となりました。とりわけ年明け以降は、新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴って、世界的な人の移動制限やサプライチェーンの混乱が広がり、国内での生産縮小が余儀なくされたほか、インバウンドを含めた国内需要が急速に減退するなど、経済活動の収縮による急激な景気の悪化が進行しました。金融市場では先行きの不透明感からリスク回避が急速に進むなど大混乱に陥り、各国が金融・財政政策を総動員して対策を講じる中で、期を終えることとなりました。

事業の経過及び成果

このような環境のもと、当行は第6次中期経営計画「Timely & Speedy」(2017年度～2019年度)の最終年度として、メインテーマの「コンサルティング機能の発揮～つなげる～」のもと諸施策を推進した結果、第117期の決算は次のとおりとなりました。

預金および譲渡性預金

預金および譲渡性預金は、個人預金が増加したものの、譲渡性預金を中心に期中309億円減少して、当期末残高は8兆267億円となりました。

貸出金

法人・個人向けともに積極的な対応に努めました結果、期中3,409億円増加して、当期末残高は5兆8,284億円となりました。

有価証券

市場動向を注視しつつ、適切な運用に努めました結果、期中502億円減少して、当期末残高は2兆8,708億円となりました。なお、このうち時価会計に伴う評価差額（含み益）は、期中158億円減少して、当期末現在で5,845億円となっております。

損益状況

当期中も厳しい収益環境が続く中であって、当行は、資産の効率的な運用・調達、および経営全般の効率化・合理化に鋭意努めました。

その結果、経常利益は、株式等売却益が大きく減少したことなどから、前年度比158億20百万円減少して266億34百万円となり、当期純利益は前年度比108億69百万円減少して191億59百万円となりました。

また、連結経常利益は前年度比159億52百万円減少して292億32百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比112億97百万円減少して203億83百万円となりました。

当行では、広域にわたる店舗ネットワークが持つポテンシャルを最大限発揮するために、次のとおり諸施策の推進や商品・サービスの開発に取り組みました。

店舗

昨年4月に亀岡支店（亀岡市）を新築移転、同年11月に宇治支店（宇治市）を新築オープンし、ゆったりとしたご相談ブースや土曜日もご利用いただける全自動貸金庫を設置するなど、店舗機能を拡充いたしました。

また、同年5月に北桑支店（京都市右京区）を、京都市京北合同庁舎内に移転オープンいたしました。行政関係機関等が入居する合同庁舎内への移転により、行政機能と金融機能をワンストップでご利用いただくことができるようになりました。

一方、同年11月に美山支店（南丹市）を同市内の園部支店内へ移転し、店舗内店舗として営業を継続しております。

〈店舗数の推移〉

当 年 度 末	前 年 度 末
174 _{店 (6)} ^{うち出張所}	174 _{店 (6)} ^{うち出張所}

サービス・生産性向上のための体制強化

当行の進める生産性革新の取り組みを推進し、コンサルティング機能の充実によるサービス向上を図るため、本部組織・営業店の両面で体制強化を行いました。

本部組織につきましては、昨年6月、新たな情報技術やシステム等を積極的に活用し、金融サービス・商品の企画・提供や、生産性向上の諸施策を強力に推進するため、「イノベーション・デジタル戦略部」を設置いたしました。

また、役割が飛躍的に拡大している事務集中部門の効率的な運営を図るため、同月、事務集中の専担部署となる「業務サポート部」を設置し、同年7月に吸収合併した京銀ビジネスサービス株式会社の業務も継承いたしました。

さらに、同年10月、営業本部の法人コンサルティング室とM&A推進室を「法人総合コンサルティング室」へ、資産活用コンサルティング室と信託コンサルティング室を「個人総合コンサルティング室」へ統合し、相乗効果を発揮した総合コンサルティング営業の推進に取り組んでおります。

加えて、社会環境の変化にあわせ、お客さまとの接点となる営業店のあり方を最適化することで、多様化するお客さまのニーズに一層きめ細かくお応えするため、本年2月に「店舗戦略本部」を設置いたしました。

一方、営業店につきましては、昨年7月、コンサルティング機能を強化した拠点に一部店舗を指定し、「京銀 Myコンサルティングプラザ」として順次拡大しております。この「京銀 Myコンサルティングプラザ」では、予約制を採用しており、所定の研修を修了した行員が京都銀行グループの機能をフル活用し、より専門性の高いコンサルティングを提供しております。

加えて、京銀インターネットEBサービスや京銀アプリといったデジタル技術を活用し、お客さまに金融サービスをより簡単・便利にご利用いただけるよう提案を行っております。

商品・サービス

当行が強みとする創業・成長支援の取り組みにつきましては、当行が新しい金融サービスの“アイデア”を募集した「京都デジタルソリューションチャレンジ」で最優秀賞を受賞した企業に対し、昨年10月に「京銀輝く未来応援ファンド2号」を通じ投資を行いました。この「京銀輝く未来応援ファンド2号」につきましては、本年1月、当初10億円としていたファンド総額を20億円に増額し、金融面からの取り組みを強化しております。

さらに、昨年11月、ベンチャー企業との協業の場として、株式会社東京証券取引所と「京銀・東証イノベーションミーティング 2019」を共催し、多くの企業にご参加いただきました。

また、地域ブランド創出に向けた取り組みでは、同年9月、「インフォメーションバザール in Tokyo 2019」に、宇治商工会議所と連携して、「京の逸品」を出展する「京都コーナー」を設置し、地元食関連事業者の首都圏での販路拡大をサポートいたしました。

一方、個人のお客さまに対しましては、同年10月より、お客さまの指定する金額を、円預金口座から外貨普通預金口座へ自動で振り替える、外貨普通預金自動積立サービス“ドルフィン”の取り扱いを開始し、資産形成のサポートを拡充いたしました。

そして、資産管理・資産承継ニーズへの対応といたしましては、同年12月より新たに「民事信託サービス」、「後見制度支援信託」の2種類のサービスの取り扱いを開始し、より幅広いお客さまのニーズにお応えできるように取り組んでおります。

働き方改革

昨年8月、優良な子育てサポート企業として、厚生労働大臣の特例認定「プラチナくるみん認定」を受けました。

また、本年3月、70歳まで働ける制度「アクティブ・シニア制度」を改定し、75歳まで働けるようにするとともに、職務内容や勤務形態の柔軟性を高め、豊富な知識・経験を有する高齢者がさらに活躍できる環境を整えました。

今後も行員が意欲・能力を十分に発揮できる環境づくりに取り組んでまいります。

持続可能な社会の実現に向けた取り組み

持続可能な社会を実現するための国際目標「SDGs」への社会的な関心が高まる中、「地域社会の繁栄に奉仕する」という経営理念のもと、地域社会の一員として、地域社会の発展を念頭においたさまざまな企業活動を行っております。

昨年4月、近畿の地域金融機関で初めて「震災時元本免除特約付き融資」の取り扱いを開始いたしました。本商品は、大規模地震が発生し一定の条件に合致した場合、借入金の元本の返済が免除となる商品で、お客さまに地震リスクへの対策や事業継続計画（BCP）の一環としてご利用いただいております。

さらに、社会的課題の解決に資するプロジェクトに資金用途を限定した「ソーシャルボンド」や「サステナビリティボンド」への投資のほか、寄付型ローンや寄付型私募債を推進し、持続可能な社会の実現に向け、金融面からの働きかけを行いました。

加えて、新型コロナウイルス感染症の流行により、影響を受けているお客さまに対し、相談窓口の設置や「新型コロナウイルス対応特別融資」の取り扱いを開始するなど、地域金融機関としてお客さまのサポートに全力で取り組んでおります。また、従業員の感染防止のため、さまざまな取り組みを行っております。

当行の対処すべき課題

わが国では年明け以降、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響が日増しに深刻化しており、地域経済においても経済活動が急速に停滞するなど非常に厳しい状況が続いております。こうした中、当行では、厳しい状況に直面しているお客さまに対する円滑な金融支援はもとより、本年4月からの第7次中期経営計画「Phase Change 2020」で掲げている、お客さまや地域社会がかねてから抱える課題の解決など、以下の事項に重点を置いた取り組みを進めてまいります。

[新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた対応]

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い影響を受けるお客さまに対して、資金繰り支援にとどまらず必要なサポートに迅速かつきめ細かく取り組むとともに、経済活動を支える金融機能の維持や顧客保護の観点から、必要業務の継続に万全を期してまいります。また、お客さまや従業員の安全と健康の確保を最優先に、政府や都府県の方針・要請に従い感染拡大の防止に取り組んでまいります。

[総合金融ソリューション業としての事業領域拡大]

第6次中期経営計画期間中には、コンサルティング機能の発揮をメインテーマに、銀行・証券・信託の各サービスをワンストップで提供する体制を構築するとともに、お客さまの創業・成長支援や事業承継あるいは資産形成や相続対策など、一段と多様化する相談ニーズへの対応力を強化いたしました。これらをさらに発展・強化することで、法人・個人のお客さまが抱える課題に対して、金融のみならず幅広い方面から解決に導く総合金融ソリューション業へと事業領域を拡大してまいります。

[持続的な企業価値の向上]

深刻な景気後退が懸念される中であっても、地域金融機関として金融仲介機能を継続的に発揮するとともに、経営の効率性向上と健全性維持の両立を図りながら中長期にわたる持続的成長につなげてまいります。また株主のみなさまとの建設的対話を通じてコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るほか、お客さまや地域社会など幅広いステークホルダーのみなさまのご期待に応えつつ持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

京都銀行グループでは、新型コロナウイルスの感染拡大で落ち込む地域経済をしっかりと下支えして回復・活性化につなげることで、地域金融機関としての責務を果たしてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご支援、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	66,578	68,881	70,921	71,234
定期性預金	25,455	25,012	23,656	22,000
その他	41,123	43,868	47,264	49,234
貸 出 金	49,869	52,741	54,875	58,284
個人向け	14,477	15,262	15,938	16,285
中小企業向け	18,846	20,088	20,779	21,567
その他	16,546	17,390	18,156	20,431
商 品 有 価 証 券	0	1	1	1
有 価 証 券	28,692	30,811	29,210	28,708
国 債	7,694	5,665	5,098	3,832
その他	20,997	25,145	24,112	24,875
総 資 産	88,928	94,672	96,538	100,658
内 国 為 替 取 扱 高	378,878	378,430	398,925	399,058
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 10,972	百万ドル 16,847	百万ドル 19,570	百万ドル 18,345
経 常 利 益	百万円 25,139	百万円 24,338	百万円 42,454	百万円 26,634
当 期 純 利 益	百万円 17,780	百万円 18,356	百万円 30,029	百万円 19,159
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 235.16	円 銭 243.09	円 銭 397.69	円 銭 253.62
信 託 財 産	—	—	5	31
信 託 報 酬	—	—	百万円 3	百万円 17

(参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経 常 収 益	1,104	1,102	1,335	1,138
経 常 利 益	278	269	451	292
親会社株主に帰属する当期純利益	186	193	316	203
純 資 産 額	7,662	9,323	8,509	8,349
総 資 産	88,994	94,785	96,651	100,784

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 2017年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。1株当たり当期純利益は、2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	3,440人	3,487人
平 均 年 齢	37年8月	36年11月
平 均 勤 続 年 数	13年2月	12年9月
平 均 給 与 月 額	374千円	377千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、嘱託および臨時従業員は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	1,940
---------------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店舗の新築移転 (3か店)	1,001

- (注) 1. 上記のほか、当年度において店舗等の除却および売却を行っております。
2. 設備の記載金額については、消費税および地方消費税を含んでおりません。

(5) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
烏丸商事株式会社	京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町9番地	不動産管理・賃貸業務、当行役職員への商品等あっせん業務	1958年10月1日	百万円 10	% 100.00	—
京都信用保証サービス株式会社	京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町9番地	信用保証業務	1979年10月18日	30	100.00	—
京銀リース・キャピタル株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地	リース業務、投資業務	1985年6月10日	100	50.00	(注) 3
京都クレジットサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地	クレジットカード業務	1982年11月15日	50	100.00	—
京銀カードサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地	クレジットカード業務	1989年9月18日	50	100.00	—
株式会社京都総合経済研究所	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	経済調査・研究業務、経営相談業務	1987年4月1日	30	100.00	—
京銀証券株式会社	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	証券業務	2016年10月3日	3,000	100.00	—

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 銀行法施行令第4条の2第2項に規定する子法人等であります。
 4. 上記のほか、持分法適用の関連法人が1社あります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、取引先企業とデータ伝送により総合振込・口座振替・入出金取引明細等の各種データを授受するサービス、CNSと提携するコンビニエンスストア店舗等で取引先企業・地方公共団体等に代わって代金を回収し回収結果をデータで提供するサービス、インターネットで口座振替の登録を行うサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。

(6) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職	その他
高 崎 秀 夫	取締役会長（代表取締役）		
土 井 伸 宏	取締役頭取（代表取締役）		
人 見 浩 司	専務取締役 リスク統轄部、公務・地域連携部、 国際営業部、海外駐在員事務所、監査部担当		
阿 南 雅 哉	専務取締役 営業本部長		
岩 橋 俊 郎	常務取締役 市場金融部、秘書室、人事総務部、金融大学校担当		
安 井 幹 也	常務取締役 本店営業部長		
幡 宏 幸	常務取締役 イノベーション・デジタル戦略部、 事務統轄部、業務サポート部、システム部担当		
小石原 範 和	取締役（社外取締役）		
小田切 純 子	取締役（社外取締役）		
濱 岸 嘉 彦	常任監査役（常勤）		
仲 雅 彦	常任監査役（常勤）		
佐 藤 信 昭	監査役（社外監査役）	株式会社ロイヤルホテル社外監査役	
石 橋 正 紀	監査役（社外監査役）	シークス株式会社社外監査役	

- (注) 1. 取締役小石原範和氏、取締役小田切純子氏、監査役佐藤信昭氏および監査役石橋正紀氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役石橋正紀氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役小田切純子氏につきましては、職業上使用している氏名であることから上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は林純子氏であります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	11	399
監 査 役	5	60
計	16	460

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第103期定時株主総会において、年額600百万円以内と決議いただいております。
また、監査役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第105期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与金74百万円ならびに株式報酬型ストックオプション報酬額67百万円を含めております。なお、株式報酬型ストックオプションの報酬枠（年額150百万円以内）は、2008年6月27日開催の第105期定時株主総会において決議いただいております。
3. 上記のほか、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬等は5百万円であります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
小石原 範 和	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
小田切 純 子	
佐 藤 信 昭	
石 橋 正 紀	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
小石原 範 和	
小田切 純 子	
佐 藤 信 昭	株式会社ロイヤルホテル社外監査役
石 橋 正 紀	シークス株式会社社外監査役

(注) 社外役員の重要な兼職先と当行の間には、特筆すべき取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
小石原 範 和	4年9か月	当期開催の取締役会13回の全てに出席しております。	長年にわたる行政の責任者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、必要に応じ意見を述べております。
小田切 純 子	2年9か月	当期開催の取締役会13回の全てに出席しております。	主に大学教授としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。
佐 藤 信 昭	4年9か月	当期開催の取締役会13回の全てに、監査役会15回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。
石 橋 正 紀	4年9か月	当期開催の取締役会13回のうち12回及び監査役会15回のうち14回に出席しております。	主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支 給 人 数	銀行からの報酬等
報酬等の合計	4	27

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 200,000千株
 発行済株式の総数 75,840千株
 (注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 9,643名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,741 千株	4.95 %
日本生命保険相互会社	3,033	4.01
東京海上日動火災保険株式会社	2,584	3.42
明治安田生命保険相互会社	2,500	3.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,275	3.01
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	1,854	2.45
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	1,637	2.16
京セラ株式会社	1,596	2.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・オムロン株式会社口)	1,528	2.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,437	1.90

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数 (283千株) を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. その他

該当ありません。

第117期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現預金	1,081,281	預金	7,123,494
現預	78,598	当座預金	357,491
二預	1,002,683	座金	4,221,802
買預	92,130	通預	84,313
商預	7,922	蓄預	11,879
商預	196	知預	2,178,135
商預	36	期預	21,955
有預	160	定預	247,915
有預	13,068	その他	903,265
有預	2,870,856	の預	447,618
有預	383,285	の預	429,624
有預	692,962	の預	72,406
有預	714,388	の預	72,406
有預	744,088	の預	232
有預	336,131	の預	210
有預	5,828,449	の預	21
有預	18,824	の預	3,178
有預	93,352	の預	73,171
有預	5,114,125	の預	66
有預	602,146	の預	369
有預	9,993	の預	5,814
有預	8,469	の預	1,871
有預	1,133	の預	1,572
有預	390	の預	8
有預	88,612	の預	34,509
有預	0	の預	455
有預	0	の預	2
有預	4,761	の預	328
有預	2,615	の預	28,172
有預	71,617	の預	25,180
有預	9,618	の預	564
有預	75,328	の預	949
有預	27,027	の預	151,283
有預	43,359	の預	14,577
有預	1	の預	9,245,547
有預	1,066	の預	
有預	3,873	の預	
有預	2,774	の預	42,103
有預	2,475	の預	30,544
有預	1	の預	30,301
有預	297	の預	243
有預	58	の預	363,894
有預	14,577	の預	17,456
有預	△19,375	の預	346,438
		の預	324,375
		の預	22,063
		の預	△1,550
		の預	434,992
		の預	407,148
		の預	△22,168
		の預	△132
		の預	384,848
		の預	488
		の預	820,328
資産の部合計	10,065,875	負債及び純資産の部合計	10,065,875

第117期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

		金額	
経	資	77,762	103,913
	貸有口預せ	45,693	
	信	30,104	
	役	1,454	
	そ	64	
	そ	446	
	そ	17	
	そ	15,828	
	そ	4,818	
	そ	11,010	
	そ	4,894	
	そ	494	
	そ	2	
	そ	4,398	
	そ	0	
	そ	5,410	
	そ	1	
	そ	3,215	
	そ	120	
	そ	2,073	
	経		77,279
	資	8,752	
	預讓口債借金そ	4,896	
	役	49	
	そ	11	
	そ	1,210	
	そ	636	
	そ	1,888	
	そ	59	
	そ	7,447	
	そ	859	
	そ	6,588	
	そ	1,091	
	そ	772	
	そ	1	
	そ	317	
	そ	55,966	
	そ	4,020	
	そ	1,160	
	そ	4	
	そ	1,071	
	そ	819	
	そ	50	
	そ	914	
	経特		26,634
	特		331
	特	0	
	特	331	
	特	413	544
	特	131	
	特		26,420
	特	6,406	
	特	853	
	特		7,260
	特		19,159

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,085,260	預 金	7,117,030
コールローン及び買入手形	92,130	譲 渡 性 預 金	881,765
買入金銭債権	13,231	コールマネー及び売渡手形	447,618
商品有価証券	196	債券貸借取引受入担保金	429,624
金銭の信託	13,068	借 用 金	72,716
有 価 証 券	2,867,102	外 国 為 替	232
貸 出 金	5,818,355	信 託 勘 定 借	3,178
外 国 為 替	9,993	そ の 他 負 債	94,843
リース債権及びリース投資資産	12,764	退職給付に係る負債	30,641
そ の 他 資 産	93,945	睡眠預金払戻損失引当金	564
有 形 固 定 資 産	75,998	偶 発 損 失 引 当 金	949
建 物	27,389	特 別 法 上 の 引 当 金	0
土 地	43,617	繰 延 税 金 負 債	149,734
建設仮勘定	1,066	支 払 承 諾	14,577
その他の有形固定資産	3,925	負債の部合計	9,243,476
無 形 固 定 資 産	3,017	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,713	資 本 金	42,103
その他の無形固定資産	304	資 本 剰 余 金	34,260
繰 延 税 金 資 産	1,215	利 益 剰 余 金	376,249
再評価に係る繰延税金資産	58	自 己 株 式	△1,550
支 払 承 諾 見 返	14,577	株 主 資 本 合 計	451,063
貸 倒 引 当 金	△22,455	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	407,222
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△22,168
		土 地 再 評 価 差 額 金	△132
		退職給付に係る調整累計額	△3,735
		その他の包括利益累計額合計	381,186
		新 株 予 約 権	488
		非 支 配 株 主 持 分	2,249
		純資産の部合計	834,987
資産の部合計	10,078,463	負債及び純資産の部合計	10,078,463

連結損益計算書 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	金	額
経常収益		113,823
資金運用収益	77,833	
貸出金利息	45,723	
有価証券利息配当金	30,134	
コールローン利息及び買入手形利息	1,454	
預け金利息	64	
その他の受入利息	456	
信託報酬	17	
役所の引当金	19,310	
その他の経常収益	11,282	
その他の経常収益	5,379	
償却債権取立	1	
その他の経常収益	5,378	
経常費用	84,591	
資金調達費用	8,757	
預金利息	4,896	
譲渡性預金利息	47	
コールマネー利息及び売渡手形利息	11	
債券貸借取引支払利息	1,210	
借入金の利息	637	
その他の支払利息	1,952	
役所の引当金	7,497	
その他の経常費用	5,925	
その他の経常費用	58,363	
貸倒引当金の繰入	4,047	
その他の経常費用	1,119	
その他の経常費用	2,928	
経常利益	29,232	
特別利益	0	
特別損失	545	
固定資産処分損失	0	
固定資産処分損失	414	
減損損失	131	
金融商品取引責任準備金繰入	0	
税引前当期純利益	28,686	
法人税、住民税及び事業税	7,321	
法人税等調整額	890	
当期純利益	8,212	
非支配株主に帰属する当期純利益	20,474	
親会社株主に帰属する当期純利益	90	
	20,383	

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社 京 都 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
京 都 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 大 竹 新 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 下 井 田 晶 代 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京都銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社 京都銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大竹 新 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下井田 晶代 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京都銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京都銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月8日

株式会社 京都銀行 監査役会

監査役（常勤） 濱 岸 嘉 彦 ㊟

監査役（常勤） 仲 雅 彦 ㊟

監 査 役 佐 藤 信 昭 ㊟

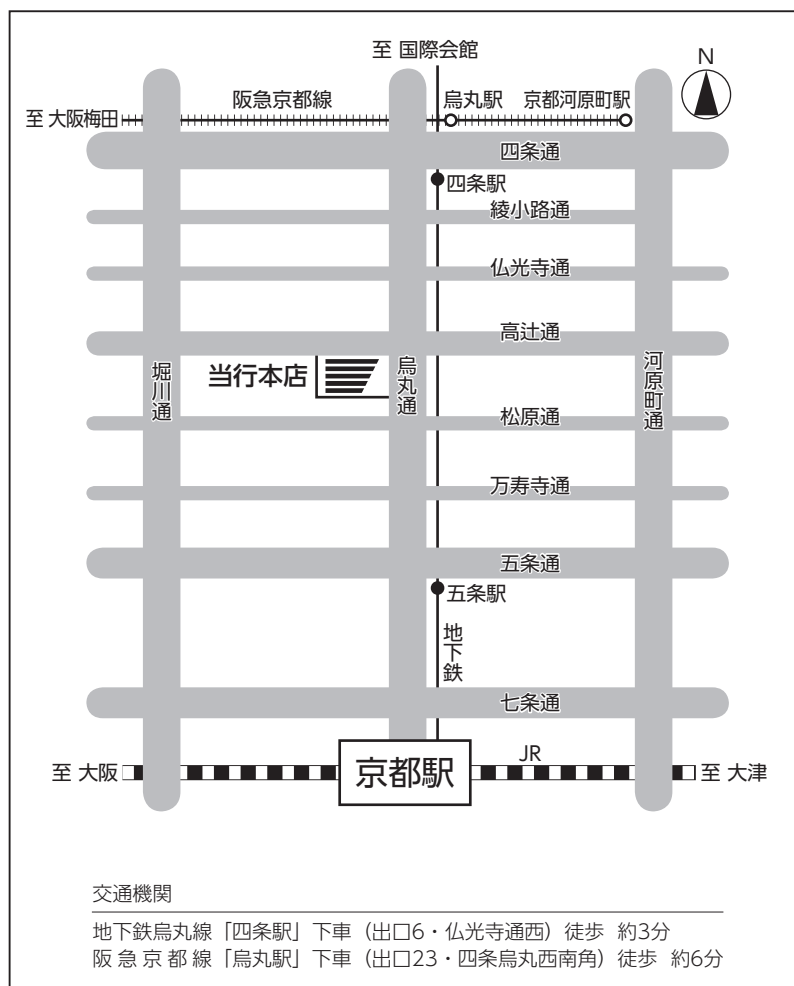
監 査 役 石 橋 正 紀 ㊟

(注) 監査役佐藤信昭及び監査役石橋正紀は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主さまの議決権は、書面またはインターネットにより行使することができますので、株主総会当日のご来場はお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。また、お土産の配付は取りやめさせていただきますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

株主総会会場ご案内図



(お願い) 駐車場のスペースに限りがありますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。